国立大学法人和歌山大学産官学連携フェローの称号付与に関する規程

制 定 平成20年 9月26日 法人和歌山大学規程 第 874号 最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)の技術移転業務を行う者、学外の諸機関及び企業等との研究・技術交流並びに知的財産権の取得・活用にあたり協力又は支援する者で、これらに関して有用な知識又は経験を有する者に国立大学法人和歌山大学産官学連携フェロー(以下「フェロー」という。)の称号を付与するに必要な事項を定めるものとする。

(称号の付与)

第2条 学長は、イノベーションイニシアティブ基幹産学連携イノベーションセンター運営委員会の審議を経て、フェローの称号を付与することができる。

(称号付与の期間)

- 第3条 フェローの称号を付与する期間は、1年以内とする。ただし、称号を付与した日の 属する年度を超えることはできない。
- 2 前項の期間は、必要に応じ更新することができる。 (報酬等)
- 第4条 フェローには、給与・賞与その他の報酬を給しない。ただし、本学の求めに応じて 会議等に出席する場合の旅費その他の実費については、本学が定める関係規程等に基づき、 これらを支弁することができる。

(事務)

第5条 フェローに関する事務は、研究・社会連携課において処理する。 (雑則)

第6条 フェローの称号付与については、本規程に定めるほか、国立大学法人和歌山大学産 官学連携フェローの称号付与に関する取扱細則の定めるところによる。

附則

この規程は、平成20年9月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成22年6月25日一部改正:法人和歌山大学規程第1058号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第1278号) この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第1668号) この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日一部改正:法人和歌山大学規程第1930号) この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日一部改正:法人和歌山大学規程第2422号) この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日一部改正:法人和歌山大学規程第2558号) この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。